

港湾工事共通仕様書 (新旧対比表)

令和5年3月

国土交通省 港湾局

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
1	1-19	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用	2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査事務処 理要領」(以下「事務処理要領」という。)に従った監督・検査体制のもと で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制 を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査(完成検査 ・既済部分検査等)にあたっては、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日 勅令第165号(以下「予決令」という。)) 第101条の3及び4に基づくもの であることを認識しなければならない。	2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査事務処 理要領」(以下「事務処理要領」という。)に従った監督・検査体制のもと で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制 を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査(完成検査 ・既済部分検査等)にあたっては、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日 勅令第165号)(令和4年6月改正 政令第216号)(以下「予決令」という。)) 第101条の3及び4に基づくもの であることを認識しなければならない。	・修正
2	1-23	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	34. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を…	34. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び 後 片付け期間を…	・修正
3	1-23	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	41. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。	41. 「JIS」とは、日本 産業 規格をいう。	・表現の適正化
4	1-24	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 施工計画書	2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着 手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の承諾を得て提出を省略することができるものとする。	2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合 および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、 監督職員の承諾を得て提出 不要 を省略することができるものとする。	・修正
5	1-25	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 工事実績情報(工事実績データ)の作成・登録	1. …土曜日、日曜日、祝日等…	1. …土曜日、日曜日、 祝休日 等…	・表現の適正化
6	1-29	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査試験等	6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用する…	6. 新技術情報提供システム(NETIS) 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用する…	・表現の適正化
7	1-29	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査試験等	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成30年5月24日、国官総第38号、国官技第50号、国営施第4号、国総公第10号)による必要な措置をとるものとする。	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和2年7月1日 平成26年3月28日、国官総第 20 344号、国官技第 41 349号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和4年4月1日 平成30年5月24日、国官総第 185 38号、国官技第 391 50号、国営施第 19 4号、国総公第 252 40号)による必要な措置をとるものとする。	・修正
8	1-29	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査試験等	(2)受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、…	(2)受注者は、施工者 選定 希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、…	・表現の適正化
9	1-32	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。	1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、 日時、場所、内容等の必要事項について1-1-28履行報告に定める週間工程表に記載し、 事前に監督職員に 提出 すること。通知しなければならない。	・修正
10	1-33	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書	工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができるものとする。	工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作 については工事完成図の作成・提出は要しない。また、 工事的物によっては監督職員の承諾を得て工事完成図の 作成・提出 を省略できるものとする。	・修正
11	1-33	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書	2. 電子納品 受注者は、工事写真、工事完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものとする。電子納品の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にする。	2. 電子納品 受注者は、工事写真、工事完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものとする。電子納品の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にする。 (1)受注者は、工事写真、工事完成図書を「工事完成図書の電子納品等要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成するものとする。 なお、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にする。 (2)受注者は、「地方整備局(港湾空港関係)の事業におけるオンライン電子納品実施要領」に基づき、電子成果をインターネット経由で納品するものとする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品すること。 (3)電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R またはBD-R を2部提出しなければならない。	・表現の適正化
15	1-36	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-26 技術検査	3. 技術検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	3. 技術検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の うえ、 工事的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
16	1-36	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-28 履行報告	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を監督職員に提出しなければならない	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、 履行報告書もしくは履行状況を記した週間工程表 を監督職員に提出しなければならない。	・修正
17	1-37	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令、諸条例の遵守	諸法令、諸条例の制定時期	諸法令、諸条例の改正時期の反映	・修正
18	1-41	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 施工時期及び施工時間の変更	2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した 書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に 1-1-28履行報告に定める週間工程表 に理由を付した書面を監督職員に提出し、 この提出をもって承諾を得たとみなす。承諾を得なければならない。	・修正
19	1-41	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 提出書類	受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、 1-1-28履行報告に定める週間工程表を除いて 、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	・修正
20	1-44	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-44 新技術活用	1. 受注者は、施工先立ち、...	1. 受注者は、 施工に 先立ち、...	・修正
21	1-46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-46 情報ネットワークの活用	(電子納品) 3. 「工事完成図書」は、「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、監督職員と協議のうえ、決定する。 4. 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。	削除	・修正
22	1-46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-46 情報ネットワークの活用	現行文なし	(電子検査) 3. 工事検査においては、電子検査を原則とし、「工事帳票管理システム」を活用した、オンライン形式での検査を行うものとする。なお、通信環境が整わないなどの場合には、監督職員と協議のうえ、「電子納品物検査支援システム」によるオフライン方式の電子検査を行うことができる。 4. 電子検査は、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」に基づくものとする。	・新規追加
23	1-46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-47 クイックレスポンス	現行文なし	監督職員及び現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等は「クイックレスポンス」に努める。 クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。	・新規追加
24	1-46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-48 施工プロセスを通じた検査	現行文なし	「 施工プロセスを通じた検査 」は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認や段階検査を行うことにより、発注者と受注者間の双務性の向上、検査体制の充実による発注者の品質確保の取り組み強化、円滑かつ迅速工事代金の流通等を目指すものとする。 対象工事は、設計図書に「 施工プロセスを通じた検査の対象工事であること 。」と記載されている工事に限るものとする。 施工プロセス検査の実施においては、添付資料「 施工プロセスを通じた検査方式実施要領 」によるものとする。	・新規追加
25	1-46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-49 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法	現行文なし	汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。 ①再利用品の場合 イ)引張試験による強度評価の場合 ・納品条件: 引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料: 全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれかが多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価: 引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 ロ)使用履歴による強度評価の場合 ・納品条件: 既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料: 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表) ・強度評価: 「汚濁防止膜技術資料(案)」(H25.9(一財)港湾空港総合技術センター)に基づき、使用履歴(設置期間の合計)により算出したものを強度として評価する。 ハ)使用履歴(ICタグ)による強度評価の場合 ・納品条件: 既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料: 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価: 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価システムにより算出したものを強度として評価する。 ②未使用品の場合 ・納品条件: 製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料: カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表)	・新規追加


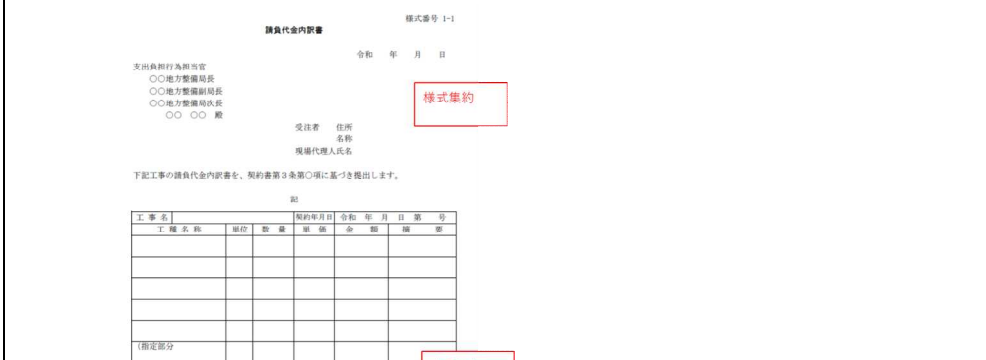


NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
26	1-47	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-50 石綿使用の有無	現行文なし	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事については「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	・新規追加
27	1-48	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、(中略)排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提出しなければならない。	3. 受注者は、(中略)排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提出しなければならない。	・修正
28	1-48	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	5. 受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。	5. 受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。	・修正
29	1-48	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、1-1-28履行報告に定める週間工程表に機種及び搬入・搬出予定日を記載監督職員に通知しなければならない。	・修正
30	1-48	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	・修正
31	1-48	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令(昭和36年7月政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。なお、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。	11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。なお、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。	・修正
32	1-51	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-3主任技術者(監理技術者)	(3) 現行文なし (4) 現行文なし	(3)受注者の責によらない理由により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。 (4)工場製作を含む工事のうち、工場製作のみ行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	・新規追加
33	1-55	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 建設副産物	1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。ただし、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	・修正
34	1-55	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 建設副産物	4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	4. 受注者は、主砂、碎石又は加熱コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	・修正
35	1-61	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第2節 土 2-2-1 一般事項	3. 土の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成27年12月)」を参考…。	3. 土の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考…。	・修正
36	1-62	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-2 砂	4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成27年12月)」を参考…。	4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考…。	・修正
37	1-63	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-3 砂利、碎石	3. 砂利、碎石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成27年12月)」を参考…。	3. 砂利、碎石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考…。	・修正


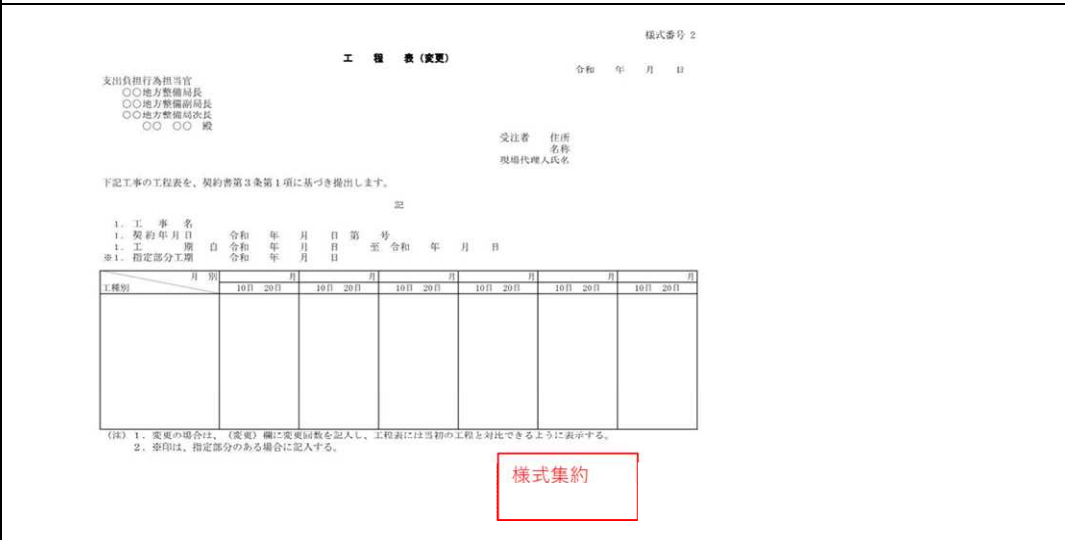
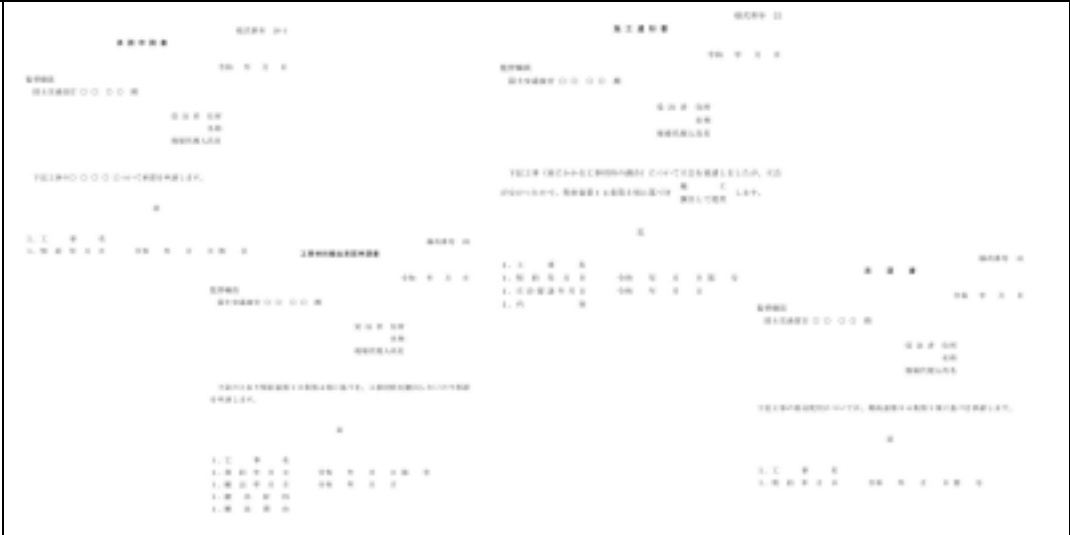

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
38	1-63	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成27年12月)」を参考…。	5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考…。	・修正
39	1-64	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	記載なし	JIS A 5011-5「コンクリート用スラグ骨材(石炭ガス化スラグ骨材)」	・追加
40	1-93	1. 本編 第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 受注者は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。	1. 受注者は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。	・修正
41	1-93	1. 本編 第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。	3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。	・修正
42	1-176	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・縁金物工	ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	・修正
43	1-182	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第23節 維持補修工 5-23-2 維持塗装工	2. 車止塗装、縁金物塗装 (1)鋼 製 ① 塗替の塗装の標準使用量は、「表5-4塗装工程(塗替)」によらなければならない。 ② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	2. 車止塗装、縁金物塗装 (1)鋼 製 ① 塗替の塗装の標準使用量は、「表5-4塗装工程(塗替)」によらなければならない。 ② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	・修正
44	1-189	1. 本編 第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
45	1-193	1. 本編 第2編 港湾編 第2章 防波堤、防砂堤、導流堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
46	1-196	1. 本編 第2編 港湾編 第3章 防潮堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
47	1-199	1. 本編 第2編 港湾編 第4章 護岸、岸壁、物揚場 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
48	1-203	1. 本編 第2編 港湾編 第5章 護岸、棧橋、係船杭 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
49	1-205	1. 本編 第2編 港湾編 第6章 臨港道路 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
50	1-208	1. 本編 第3編 海岸編 第1章 堤防、防潮堤、護岸 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し


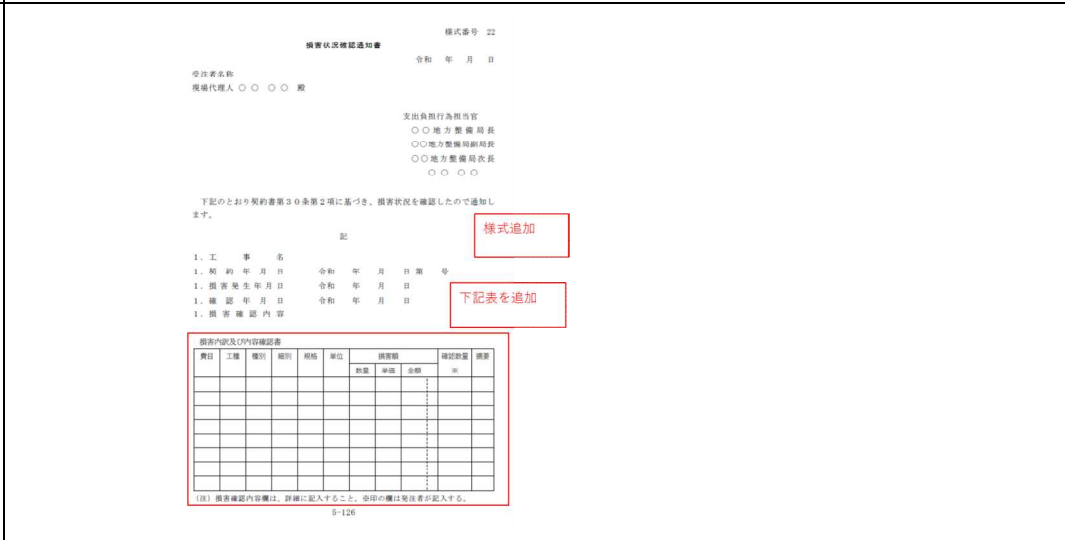

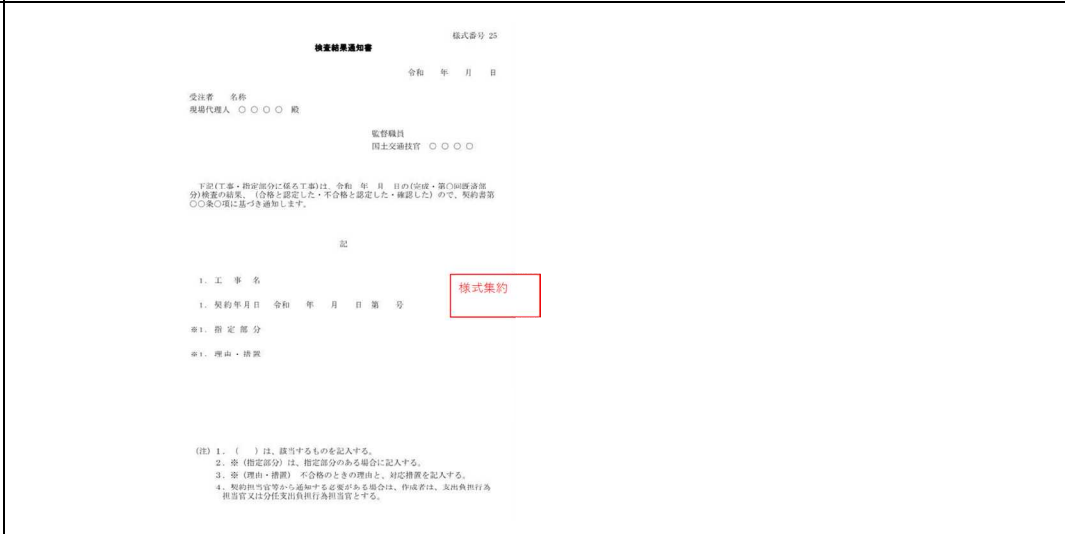
NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
51	1-211	1. 本編 第3編 海岸編 第2章 突堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
52	1-214	1. 本編 第2編 海岸編 第3章 離岸堤 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
53	1-216	1. 本編 第2編 海岸編 第4章 樋門・水(閘)門 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
54	1-218	1. 本編 第2編 海岸編 第5章 養浜 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会 ・(公社)日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月) (公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)	・内容の見直し
55	2-35	2. 港湾工品質管理基準 16.コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート			・修正
56	3-39,40 3-43,44 3-49,50 3-55,56 3-63,64	3. 港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-4 基礎ブロック工 ※ 6. 本体工(ブロック式) 6-1 本体ブロック製作工 8. 本体工(捨石・捨ブロック式) 8-3 捨ブロック工 13. 被覆・根固工 13-2 被覆ブロック工 16. 消波工 16-2 消波ブロック工 も同様の修正			・修正



NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要																																																																																														
57	3-55,56	3. 港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	<p>13-1 被覆石工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石(均しを行わない面)</td> <td>天端面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>巻による。</td> <td>様式・出来形13-1-1参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 被覆石均し</td> <td>天端面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は巻による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>測線間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>+規定しない -20cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>天端中心上又は監督職員の指示による。</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>+規定しない -20cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	1. 被覆石(均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	巻による。	様式・出来形13-1-1参照	2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。		法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は巻による。			天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm			延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm		<p>13-1 被覆石工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石(均しを行わない面)</td> <td>天端面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>巻による。</td> <td>様式・出来形13-1-1参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 被覆石均し</td> <td>天端面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>±50cm 異形ブロック据付面(整積) ±30cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 面</td> <td>音響測深機、レッド又はレベル等により測定</td> <td>測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角) ±30cm 又は巻による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>測線間隔は10m以下</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>+規定しない -20cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>天端中心上又は監督職員の指示による。</td> <td>10cm</td> <td>出来形図を作成し提出</td> <td>+規定しない -20cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	1. 被覆石(均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	巻による。	様式・出来形13-1-1参照	2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 異形ブロック据付面(整積) ±30cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。		法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角) ±30cm 又は巻による。			天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm			延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm		・修正
工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																																																																																												
1. 被覆石(均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	巻による。	様式・出来形13-1-1参照																																																																																												
2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。																																																																																													
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は巻による。																																																																																													
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm																																																																																													
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm																																																																																													
工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																																																																																												
1. 被覆石(均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	巻による。	様式・出来形13-1-1参照																																																																																												
2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 異形ブロック据付面(整積) ±30cm 岸壁前面 +0、-20cm又は巻による。																																																																																													
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上とし、マウンド厚2m以下の場合2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角) ±30cm 又は巻による。																																																																																													
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm																																																																																													
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm																																																																																													
58	4-5,6	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-4 運搬打設工	<p>2-4 運搬打設工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	<p>2-4 運搬打設工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	・修正																																										
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
59	4-5,6	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-5 暑中コンクリート	<p>2-5 暑中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	<p>2-5 暑中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	・修正																																										
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
60	4-5,6	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-6 寒中コンクリート	<p>2-6 寒中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	<p>2-6 寒中コンクリート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	・修正																																										
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
61	4-5,6	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	<p>2-7 コンクリートの品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	<p>2-7 コンクリートの品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>コンクリートの振動状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの振動状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>コンクリートの均し状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。	コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。	鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	・修正																																										
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
無筋コンクリート	天端面	コンクリートの振動状況	カメラ	1分以内	コンクリートの振動状況を撮影する。																																																																																														
		コンクリートの均し状況	カメラ	1分以内	コンクリートの均し状況を撮影する。																																																																																														
鉄筋コンクリート	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
62	4-7,8	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-8 鉄筋工	<p>2-8 鉄筋工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄筋工</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	鉄筋工	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	<p>2-8 鉄筋工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄筋工</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>鉄筋の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>鉄筋の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	鉄筋工	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。	鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。	・修正																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
鉄筋工	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
鉄筋工	天端面	鉄筋の配置状況	カメラ	1分以内	鉄筋の配置状況を撮影する。																																																																																														
		鉄筋の均し状況	カメラ	1分以内	鉄筋の均し状況を撮影する。																																																																																														
63	4-7,8	4. 港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-9 型枠及び支保工	<p>2-9 型枠及び支保工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">型枠及び支保工</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>型枠の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>型枠の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>型枠の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>型枠の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	型枠及び支保工	天端面	型枠の配置状況	カメラ	1分以内	型枠の配置状況を撮影する。	型枠の均し状況	カメラ	1分以内	型枠の均し状況を撮影する。	<p>2-9 型枠及び支保工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影方法</th> <th>撮影時間</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">型枠及び支保工</td> <td rowspan="2">天端面</td> <td>型枠の配置状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>型枠の配置状況を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>型枠の均し状況</td> <td>カメラ</td> <td>1分以内</td> <td>型枠の均し状況を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明	型枠及び支保工	天端面	型枠の配置状況	カメラ	1分以内	型枠の配置状況を撮影する。	型枠の均し状況	カメラ	1分以内	型枠の均し状況を撮影する。	・修正																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
型枠及び支保工	天端面	型枠の配置状況	カメラ	1分以内	型枠の配置状況を撮影する。																																																																																														
		型枠の均し状況	カメラ	1分以内	型枠の均し状況を撮影する。																																																																																														
工 種	撮影項目	撮影項目	撮影方法	撮影時間	注意事項及び説明																																																																																														
型枠及び支保工	天端面	型枠の配置状況	カメラ	1分以内	型枠の配置状況を撮影する。																																																																																														
		型枠の均し状況	カメラ	1分以内	型枠の均し状況を撮影する。																																																																																														

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要																																																																																																																								
64	4-33,34	4. 港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-5 本体内工(ケーソン式)	<p>3-5 本体内工(ケーソン式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影基準</th> <th>撮影時期</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等</td> <td>フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等</td> <td>施工時</td> <td>使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>2) 造 出</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>ヤード全量及び設備が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>3) マット</td> <td>施工管理</td> <td>厚肉型大形マットの搬送</td> <td>厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工</td> <td>着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時</td> <td>厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4) 支 保 4) 足 場</td> <td>施工管理</td> <td>足 場</td> <td>組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況</td> <td>組立時 同上 同上 解体時</td> <td>足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4) 鋼 筋</td> <td>施工管理 法務管理</td> <td>鋼 筋</td> <td>組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット</td> <td>組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時</td> <td>鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>7) 型 枠</td> <td>施工管理 法務管理</td> <td>型 枠</td> <td>組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部</td> <td>組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時</td> <td>型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>8) コンクリート</td> <td>施工管理 品質管理 法務管理</td> <td>コンクリート</td> <td>完成 完成</td> <td>打設後、各層 完成時、各面</td> <td>コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明	1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車	施工管理	使用前後の清掃等	フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	2) 造 出	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	ヤード全量及び設備が判明できるように撮影	3) マット	施工管理	厚肉型大形マットの搬送	厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工	着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時	厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影	4) 支 保 4) 足 場	施工管理	足 場	組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況	組立時 同上 同上 解体時	足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影	4) 鋼 筋	施工管理 法務管理	鋼 筋	組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影	7) 型 枠	施工管理 法務管理	型 枠	組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影	8) コンクリート	施工管理 品質管理 法務管理	コンクリート	完成 完成	打設後、各層 完成時、各面	コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影	<p>3-5 本体内工(ケーソン式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影基準</th> <th>撮影時期</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等</td> <td>フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等</td> <td>施工時</td> <td>使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>2) 造 出</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>ヤード全量及び設備が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>3) マット</td> <td>施工管理</td> <td>厚肉型大形マットの搬送</td> <td>厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工</td> <td>着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時</td> <td>厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4) 支 保 4) 足 場</td> <td>施工管理</td> <td>足 場</td> <td>組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況</td> <td>組立時 同上 同上 解体時</td> <td>足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4) 鋼 筋</td> <td>施工管理 法務管理</td> <td>鋼 筋</td> <td>組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット</td> <td>組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時</td> <td>鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>7) 型 枠</td> <td>施工管理 法務管理</td> <td>型 枠</td> <td>組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部</td> <td>組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時</td> <td>型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>8) コンクリート</td> <td>施工管理 品質管理 法務管理</td> <td>コンクリート</td> <td>完成 完成</td> <td>打設後、各層 完成時、各面</td> <td>コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明	1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車	施工管理	使用前後の清掃等	フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	2) 造 出	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	ヤード全量及び設備が判明できるように撮影	3) マット	施工管理	厚肉型大形マットの搬送	厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工	着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時	厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影	4) 支 保 4) 足 場	施工管理	足 場	組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況	組立時 同上 同上 解体時	足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影	4) 鋼 筋	施工管理 法務管理	鋼 筋	組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影	7) 型 枠	施工管理 法務管理	型 枠	組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影	8) コンクリート	施工管理 品質管理 法務管理	コンクリート	完成 完成	打設後、各層 完成時、各面	コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影	<p>修正</p>																								
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明																																																																																																																								
1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車	施工管理	使用前後の清掃等	フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影																																																																																																																								
2) 造 出	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	ヤード全量及び設備が判明できるように撮影																																																																																																																								
3) マット	施工管理	厚肉型大形マットの搬送	厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工	着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時	厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
4) 支 保 4) 足 場	施工管理	足 場	組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況	組立時 同上 同上 解体時	足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影																																																																																																																								
4) 鋼 筋	施工管理 法務管理	鋼 筋	組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
7) 型 枠	施工管理 法務管理	型 枠	組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
8) コンクリート	施工管理 品質管理 法務管理	コンクリート	完成 完成	打設後、各層 完成時、各面	コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影																																																																																																																								
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明																																																																																																																								
1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台車	施工管理	使用前後の清掃等	フローティングドック、浮船、起重機、滑車、クレーン運轉機等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影																																																																																																																								
2) 造 出	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	ヤード全量及び設備が判明できるように撮影																																																																																																																								
3) マット	施工管理	厚肉型大形マットの搬送	厚肉型大形マットの搬送 アスファルトコンクリート打設状況 搬入状況 アンカー取付け、加工	着工時及び施工時 打設時 搬入時 取付け時	厚肉型大形マットの搬送状況が判明できるように撮影 アスファルトコンクリート打設状況が判明できるように撮影 搬入状況が判明できるように撮影 取付け状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
4) 支 保 4) 足 場	施工管理	足 場	組立状況 目視確認状況 足場設置状況 見張ユースの確保状況	組立時 同上 同上 解体時	足場の支保及び足保工を撮影する。 目視確認及び写真撮影を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影																																																																																																																								
4) 鋼 筋	施工管理 法務管理	鋼 筋	組立て 鉄 筋 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部 吊橋等 スリット	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	鋼筋工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
7) 型 枠	施工管理 法務管理	型 枠	組立て 型 枠 ブーディング 外壁(射撃) 鋼 筋 ハンダ部	組立時 組立時 各種 組立時 各種 組立時 各種 組立時	型枠と型枠の設置が判明できるように撮影 足場の支保及び足保工を撮影する。 組立完了状況が判明できるように撮影																																																																																																																								
8) コンクリート	施工管理 品質管理 法務管理	コンクリート	完成 完成	打設後、各層 完成時、各面	コンクリート打設工を撮影する。 コンクリートの品質管理を撮影する。 打設完了状況が判明できるように撮影 ケーソン養生、吹上シート等を入れて撮影																																																																																																																								
65	4-45,46	4. 港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-13 被覆・根固工	<p>3-13 被覆・根固工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影基準</th> <th>撮影時期</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>3) 被覆ブロック製作</td> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)</td> </tr> <tr> <td>2) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> <td>番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)</td> </tr> <tr> <td>2) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>1) オンロードマシナリー</td> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明	1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し					3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。	2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	3) 被覆ブロック製作	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)	2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影	4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)	2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。	5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。	1) オンロードマシナリー	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	<p>3-13 被覆・根固工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影区分</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影基準</th> <th>撮影時期</th> <th>注意事項及び説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>3) 被覆ブロック製作</td> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)</td> </tr> <tr> <td>2) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全量</td> <td>3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> <td>番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)</td> </tr> <tr> <td>2) 被覆ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー</td> <td>施工管理</td> <td>使用前後の清掃等 製作作業</td> <td>使用前後、台車等 製作状況</td> <td>施工時 製作時</td> <td>3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>1) オンロードマシナリー</td> <td>品質管理 法務管理</td> <td>鉄 筋 コンクリート 完 成</td> <td>組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成</td> <td>組立完了時 組立時 打設後 完成時</td> <td>2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明	1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し					3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。	2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	3) 被覆ブロック製作	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)	2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影	4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)	2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。	5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。	1) オンロードマシナリー	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	<p>修正</p>
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明																																																																																																																								
1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し					3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。																																																																																																																								
2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
3) 被覆ブロック製作	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)																																																																																																																								
2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影																																																																																																																								
4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)																																																																																																																								
2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。																																																																																																																								
1) オンロードマシナリー	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準	撮影時期	注意事項及び説明																																																																																																																								
1. 被覆工事 1) 被覆石 2) 被覆の均し					3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。 3-13被覆石工、目視確認を撮影する。																																																																																																																								
2. 鋼筋コンクリート工 2. 被覆ブロック工	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
3) 被覆ブロック製作	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。 番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)																																																																																																																								
2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	使用する船舶、機械等が判明できるように撮影 製作作業が判明できるように撮影																																																																																																																								
4. 被覆ブロック工 1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全量	3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。	番号等を入れて撮影 鋼筋が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全鋼筋確認必要数撮影)																																																																																																																								
2) 被覆ブロック製作	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13被覆ブロック工、2)被覆ブロック製作の関連事項を撮影する。																																																																																																																								
5. 水中コンクリート工 6. 水中不分散性コンクリート工 7. オンロードマシナリー	施工管理	使用前後の清掃等 製作作業	使用前後、台車等 製作状況	施工時 製作時	3-13水中コンクリート工を撮影する。 3-13水中不分散性コンクリート工を撮影する。																																																																																																																								
1) オンロードマシナリー	品質管理 法務管理	鉄 筋 コンクリート 完 成	組立て及び 組立完了 打設後、西側 完成	組立完了時 組立時 打設後 完成時	2-7コンクリートの品質管理を撮影する。 3-13ケーソン製作工の関連事項を撮影する。																																																																																																																								

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要																																																																																																																																																																																								
66	4-51.52	4. 港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-16 消波工	<p>3-16 消波工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">業種区分</th> <th rowspan="2">業種項目</th> <th colspan="2">製 造 法 等</th> <th rowspan="2">注 意 事 項 及 び 説 明</th> </tr> <tr> <th>製 造 法 等</th> <th>製 造 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-1-1(西側)の施工を参照する。</td> </tr> <tr> <td>2. 消波ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td>1) 消波ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全景</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用機械等</td> <td>クレーン等</td> <td>着工時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 材</td> <td>製作図台</td> <td>着工時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災管理</td> <td>統 計</td> <td>組立てかぶり</td> <td>組立て完了時</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>集 積</td> <td>組立て完了</td> <td>組立確認時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>コンクリート</td> <td>組立完了後、再編</td> <td>打設後</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>完 成</td> <td>完成時</td> <td>完成時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>完成状況</td> <td>完成時</td> <td>設置時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 消波ブロック敷</td> <td>施工管理</td> <td>使用機械等</td> <td>起業機材、打撃等</td> <td>着工時</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>敷付作業</td> <td>敷付作業状況</td> <td>敷付時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災管理</td> <td>防災的配慮</td> <td>敷付状況</td> <td>敷付時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	業種区分	業種項目	製 造 法 等		注 意 事 項 及 び 説 明	製 造 法 等	製 造 時 間	1. 設置工					3-1-1(西側)の施工を参照する。	2. 消波ブロック工					3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。	1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			使用機械等	クレーン等	着工時				資 材	製作図台	着工時			品質管理				3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。		防災管理	統 計	組立てかぶり	組立て完了時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			集 積	組立て完了	組立確認時				コンクリート	組立完了後、再編	打設後				完 成	完成時	完成時				完成状況	完成時	設置時		2) 消波ブロック敷	施工管理	使用機械等	起業機材、打撃等	着工時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			敷付作業	敷付作業状況	敷付時			防災管理	防災的配慮	敷付状況	敷付時		<p>3-16 消波工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">業種区分</th> <th rowspan="2">業種項目</th> <th colspan="2">製 造 法 等</th> <th rowspan="2">注 意 事 項 及 び 説 明</th> </tr> <tr> <th>製 造 法 等</th> <th>製 造 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-1-1(西側)の施工を参照する。</td> </tr> <tr> <td>2. 消波ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td>1) 消波ブロック製作</td> <td>施工管理</td> <td>ヤード等</td> <td>ヤード及び設備</td> <td>着工時全景</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用機械等</td> <td>クレーン等</td> <td>着工時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 材</td> <td>製作図台</td> <td>着工時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災管理</td> <td>統 計</td> <td>組立てかぶり</td> <td>組立て完了時</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>集 積</td> <td>組立て完了</td> <td>組立確認時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>コンクリート</td> <td>組立完了後、再編</td> <td>打設後</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>完 成</td> <td>完成時</td> <td>完成時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>完成状況</td> <td>完成時</td> <td>設置時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 消波ブロック敷</td> <td>施工管理</td> <td>使用機械等</td> <td>起業機材、打撃等</td> <td>着工時</td> <td>3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>敷付作業</td> <td>敷付作業状況</td> <td>敷付時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災管理</td> <td>防災的配慮</td> <td>敷付状況</td> <td>敷付時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	業種区分	業種項目	製 造 法 等		注 意 事 項 及 び 説 明	製 造 法 等	製 造 時 間	1. 設置工					3-1-1(西側)の施工を参照する。	2. 消波ブロック工					3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。	1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			使用機械等	クレーン等	着工時				資 材	製作図台	着工時			品質管理				3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。		防災管理	統 計	組立てかぶり	組立て完了時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			集 積	組立て完了	組立確認時				コンクリート	組立完了後、再編	打設後				完 成	完成時	完成時				完成状況	完成時	設置時		2) 消波ブロック敷	施工管理	使用機械等	起業機材、打撃等	着工時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。			敷付作業	敷付作業状況	敷付時			防災管理	防災的配慮	敷付状況	敷付時		<p>・修正</p>
工 種	業種区分	業種項目	製 造 法 等				注 意 事 項 及 び 説 明																																																																																																																																																																																						
			製 造 法 等	製 造 時 間																																																																																																																																																																																									
1. 設置工					3-1-1(西側)の施工を参照する。																																																																																																																																																																																								
2. 消波ブロック工					3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		使用機械等	クレーン等	着工時																																																																																																																																																																																									
		資 材	製作図台	着工時																																																																																																																																																																																									
	品質管理				3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。																																																																																																																																																																																								
	防災管理	統 計	組立てかぶり	組立て完了時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		集 積	組立て完了	組立確認時																																																																																																																																																																																									
		コンクリート	組立完了後、再編	打設後																																																																																																																																																																																									
		完 成	完成時	完成時																																																																																																																																																																																									
		完成状況	完成時	設置時																																																																																																																																																																																									
2) 消波ブロック敷	施工管理	使用機械等	起業機材、打撃等	着工時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		敷付作業	敷付作業状況	敷付時																																																																																																																																																																																									
	防災管理	防災的配慮	敷付状況	敷付時																																																																																																																																																																																									
工 種	業種区分	業種項目	製 造 法 等		注 意 事 項 及 び 説 明																																																																																																																																																																																								
			製 造 法 等	製 造 時 間																																																																																																																																																																																									
1. 設置工					3-1-1(西側)の施工を参照する。																																																																																																																																																																																								
2. 消波ブロック工					3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		使用機械等	クレーン等	着工時																																																																																																																																																																																									
		資 材	製作図台	着工時																																																																																																																																																																																									
	品質管理				3-1-1(コンクリートの品質管理)を適用する。																																																																																																																																																																																								
	防災管理	統 計	組立てかぶり	組立て完了時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		集 積	組立て完了	組立確認時																																																																																																																																																																																									
		コンクリート	組立完了後、再編	打設後																																																																																																																																																																																									
		完 成	完成時	完成時																																																																																																																																																																																									
		完成状況	完成時	設置時																																																																																																																																																																																									
2) 消波ブロック敷	施工管理	使用機械等	起業機材、打撃等	着工時	3-12-3(消波ブロック工)の設置ブロック製作の関連事項を適用する。																																																																																																																																																																																								
		敷付作業	敷付作業状況	敷付時																																																																																																																																																																																									
	防災管理	防災的配慮	敷付状況	敷付時																																																																																																																																																																																									
67	5-2	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(受注者作成分)	40 請求書(部分払()計算書) 第33条1項 第35条第1項、第3項 第38条第5項 第39条第1項	40 請求書(部分払()計算書) 第33条1項 第35条第1項、 第4項 第38条第5項 第39条第1項	・条項修正																																																																																																																																																																																								
68	5-2	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(受注者作成分)	42 中間前金払認定請求書 第35条4項	42 中間前金払認定請求書 第35条 5項	・条項修正																																																																																																																																																																																								
	5-5	5. 提出書類様式集 様式番号1-1 請負代金内訳書	<p>請負代金内訳書 (様式番号 1-1)</p> 	<p>請負代金内訳書 (様式番号 1-1)</p> 	<p>・様式の集約化</p>																																																																																																																																																																																								
	5-6	5. 提出書類様式集 様式番号1-2 請負代金内訳書(変更)	<p>請負代金内訳書 (変更) (様式番号 1-2)</p> 	<p>請負代金内訳書 (変更) (様式番号 1-2)</p> 	<p>・様式の集約化</p>																																																																																																																																																																																								

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
	5-7	5. 提出書類様式集 様式番号2 工程表(変更)			・様式の集約化
69	5-51	5. 提出書類様式集 様式番号42 中間前金払認定請求書	下記工事の中間前金払の認定を、契約書第35条第4項に基づき請求します。	下記工事の中間前金払の認定を、契約書第35条第5項に基づき請求します。	・条項修正
	5-89	5. 提出書類様式集 様式番号99 工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)			・様式の集約化
70	5-91	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(発注者作成分)	様式番号 提出書類名 31 かし担保請求書 32 かし担保通知書	様式番号 提出書類名 31 契約不適合に係る履行の追完請求書 32 契約不適合に係る代金の減額請求書	・表現の適正化
71	5-91	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(発注者作成分)	28 認定調書 第35条4項	28 認定調書 第35条5項	・条項修正
72	5-94	5. 提出書類様式集 様式番号2 監督職員通知書	令和年月日付け契約第号の〇〇〇〇工事について、契約書第9条第1項に規定する監督職員、同条第2項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第3項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定められたので通知します。	令和年月日付け契約第号の〇〇〇〇工事について、契約書第9条第1項に規定する監督職員、同条第2項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第3項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり 定めた ので通知します。	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
5-110	5-110	5. 提出書類様式集 様式番号18 変更協議書			・様式の集約化
5-118	5-118	5. 提出書類様式集 様式番号22 損害状況確認通知書			・様式の見直し
5-122	5-122	5. 提出書類様式集 様式番号25 検査結果通知書			・様式の集約化

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
74	5-127	5. 提出書類様式集 様式番号31 瑕疵担保請求書	<p>瑕疵担保請求書</p> <p>下記工事について、瑕疵を発見しましたので、契約書第〇〇条第1項に基づき(修補・損害賠償・修補及び損害賠償)を請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 1. 契約年月日 1. 工事完成年月日 1. 検査年月日 1. 瑕疵内容 1. 修補期限 1. 損害賠償額</p> <p>(注)1. ()書きは、それぞれ該当する事項を記入する。 2. 瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。 3. 不要な文字は抹消する。</p>	<p>契約不適合に係る履行の追完請求書</p> <p>下記工事について、契約不適合がありましたので、契約書第〇〇条第1項に基づき履行の追完を請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 1. 契約年月日 1. 工事完成年月日 1. 検査年月日 1. 契約不適合の内容 1. 追完期限</p> <p>(注)1. 契約不適合の内容欄は、詳細に記入すること。 2. 不要な文字は抹消する。</p>	・表現の適正化
73	5-128	5. 提出書類様式集 様式番号32 瑕疵担保通知書	<p>瑕疵担保通知書</p> <p>下記工事について、引渡しの際瑕疵を発見しましたので、契約書第〇〇条第3項に基づき通知します。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 1. 契約年月日 1. 工期 1. 瑕疵内容</p> <p>(注)瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。</p>	<p>契約不適合に係る代金の減額請求書</p> <p>下記工事について、契約不適合がありましたので、契約書第〇〇条第3項の規定により代金の減額を請求します。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 1. 契約年月日 1. 工期 1. 契約不適合の内容 1. 変更前の金額 1. 変更後の金額</p> <p>(注)契約不適合の内容欄は、詳細に記入すること。</p>	・表現の適正化
	5-133	5. 提出書類様式集 様式番号99 工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)			・様式の集約化
74	6-1	添付資料目次	<p>8. 主任技術者(監理技術者)資格表</p> <p>9. 施工状況検査一覧表</p>	<p>8. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について(案)</p> <p>9. 主任技術者(監理技術者)資格表</p> <p>10. 施工状況検査一覧表</p>	・修正
75	6-59	添付資料 8. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について(案)	現行なし	「施工プロセスを通じた検査方式実施要領について(案)」追加	・新規追加
76	6-71	添付資料 9. 主任技術者(監理技術者)資格表	・1級建設機械施工技士の資格を有する者	・1級建設機械施工 管理 技士の資格を有する者	・表現の適正化
77	6-71	添付資料 9. 主任技術者(監理技術者)資格表	・1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には1級建設機械施工技士の資格を有する者。	・1級又は2級建設機械施工 管理 技士の資格を有する者。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には1級建設機械施工 管理 技士の資格を有する者。	・表現の適正化
78	7-2	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 航行安全に関する法令	内航海運業法 (昭和27.5.27法律151号) 同 施行規則 (昭和27.7.2運輸省令第42号)	内航海運業法 (昭和27.5.27法律151号) 同 施行令 (令和4.1.4政令第7号) 同 施行規則 (昭和27.7.2運輸省令第42号)	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
79	7-2	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覽 港湾等整備に関する法令	漁港法 (昭和25. 5. 2法律第137号) 海岸法 (昭和31. 5.12法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11. 7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10農林、運輸、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3.18運輸、建設省令第1号)	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2法律第137号) 海岸法 (昭和31. 5.12法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11. 7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10農林省、運輸省、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3.18運輸省、建設省令第1号)	・修正
80	7-3	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覽 海洋汚染防止等に関する法律	資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律(平成3.4.26法律第48号) 水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6.17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6.19総理府通産省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47. 6.22法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3.31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48.2. 9総理府令第62号)	資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律(平成3.4.26法律第48号) 同 施行令 (平成3.10.18政令第327号) 水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6.17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6.19総理府、通商産業省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6.14政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6.16農林省令第44号) 自然環境保全法 (昭和47. 6.22法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3.31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48.11. 9総理府令第62号)	・修正
81	7-4	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覽 危険物に関する法律	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) 同 施行規則 (昭和25.10.31通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令(昭和35.12.28総理府令第65号)	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) 同 施行令 (昭和25.10.31政令第323号) 同 施行規則 (昭和25.10.31通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35.12.28総理府令第65号)	・修正
82	7-5	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覽 交通安全に関する法律	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42. 8. 2法律第131号)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42.12.18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42.12.22運輸省令第86号)	・修正
83	7-5	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覽 船員に関する法律	船員保険法(昭和14. 4. 6法律第73号)	船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8.31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2.27厚生省令第5号)	・修正
84	7-8	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (1)港湾区域内で、工事等を施工する場合	・港湾管理者の長 ・外かく施設 ・けい留施設 ・第一項	・港湾管理者 ・外郭施設 ・係留施設 ・第一号	・修正
85	7-9	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (2)港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	書類の名称:作業等許可申請書 根拠法令:港則法31-1項、43項、同則16 海上保安部の長	書類の名称:工事・作業許可申請書 根拠法令:港則法31-1項、45項、同則16、20-9 海上保安航空基地部の長	・修正
86	7-9	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (3)港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	書類の名称:工事等届出書 記載事項 1)事 項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2)添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(種類、規模等により一部を省略することができる) ⑤ その他参考書類	書類の名称:水域施設等(建設・改良)届出書 記載事項 1)事 項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2)添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ.諸元及び要求性能 ロ.作用及びその設定根拠 ハ.イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(種類、規模等により一部を省略することができる) ⑦ その他参考書類	・修正
87	7-10	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (4)東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合	提出者 ・工事等許可申請書 工事、作業を行おうとする者又は工作物を設置しようとするもの 提出先 ・工事等許可申請書 所轄海上保安(監)部 ・工事等届出書 同 左	提出者 ・工事等許可申請書 工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者 提出先 ・工事等許可申請書 所轄海上保安部の長 ・工事等届出書 所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長(所轄管区海上保安本部長あて)	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
88	7-12	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	手続きを必要とするとき ・海岸保全区域工事等許可申請書 ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること	手続きを必要とするとき ・海岸保全区域工事等許可申請書 ② 水面 又は公共海岸の土地以外の土地において 、他の施設等を新設し、又は改築すること	・修正
89	7-14	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	根拠法令：自然公園法17 18 18-2 20 同則10 適用海域：特別地域(国立公園、国定公園)、特別保護地区、海中公園地区 手続きを必要とするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ④の2 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑤ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑥ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑦ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑧ 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑩ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること 申請の内容 ① 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面	法令根拠：自然公園法 20、21、22、33 、同則10 適用海域：特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、 海域公園地区 手続きを必要とするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを 掲出し 、若しくは設置し、又は 広告 その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む) ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること 申請の内容 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺 1/25,000 以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1/5,000 以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1/1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1/1,000 以上の図面	・修正
90	7-16	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (8) 水路測量を実施する場合	提出先：管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて) 申請の内容 ① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成	提出先： 実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて) 申請の内容 ① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
91	7-17	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	<p>【航路標識設置(管理)許可申請書】 根拠法令: 航路標識法2のただし書 同則1、3 手続きを必要とするとき: 海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき 提出者: 設置及び管理しようとする者 提出先: 所轄海上保安本部燈台部</p> <p>申請の内容 1) 設置の場合 ① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 2) 管理の場合 ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法</p>	<p>【航路標識設置許可申請書航路標識設置届出書】 根拠法令: 航路標識法13-1、13-6、14、21-2 同則9、11、18 手続きを必要とするとき: 許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき 提出者: 変更等しようとする者</p> <p>記載事項 1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前(届出標識)(届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後(軽微な変更等)(届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び 期間並びに休止に伴う 措置 ⑥ 廃止の予定期日及び 廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理 由</p>	・修正
92	7-17	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	<p>【航路標識現状変更許可申請書】 根拠法令: 航路標識法5の1 同則7 手続きを必要とするとき: 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき 提出者: 航路標識の管理者</p> <p>申請の内容 1) 位置を変更する場合 ① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3) 廃止、休止の場合[航路標識廃止(休止)許可申請書] ① 理 由 ② 廃止の期日(休止の期間) ③ 廃止(休止)に伴う措置</p>	<p>【航路標識変更許可申請書航路標識休止等届出書】 根拠法令: 航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16 手続きを必要とするとき: 海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき 提出者: 設置しようとする者 提出先: 所轄海上保安(監)部</p> <p>記載事項 1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項(設置期間、現状変更予定等) (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し(電波標識に限る) 2) 届出標識(届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類</p>	・修正
93	7-21	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報	<p>手続きを必要とするとき: 長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき 通報先: (航路名)伊良湖水道航路、(航路担当部署)第四管区海上保安本部</p>	<p>手続きを必要とするとき: 長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合)、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき 通報先: (航路名)伊良湖水道航路、(航路担当事務所)伊勢湾海上交通センター</p>	・修正
94	7-22	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (2) 海難発生時の通報	<p>根拠法令: 海交法33、同則29 港則法25 通報先: 所轄海上保安(監)部の長</p>	<p>根拠法令: 海交法43、同則29 港則法24 通報先: 所轄海上保安(監)部、海上保安航空基地の長</p>	・修正
95	7-22	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (3) 航路標識等事故発生時の通報	<p>根拠法令: 航路標識法7</p>	<p>根拠法令: 航路標識法25</p>	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R3.3)	一部改正	摘 要
96	7-23	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続き の手引き (4) 海難報告	報告部数:2部 報告内容 ⑩ 船 長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事実発生の年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末	報告部数:3部 報告内容 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号(船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末	・修正